

答 申 案 件 の 概 要

件名	登録取消品種の登録事務関係文書等についての一部開示決定処分に対する異議申立て						
経緯	開示請求年月日	平成20年11月28日	異議申立て年月日	平成21年2月12日	担当課	開示決定等	農林水産政策課
	開示決定等年月日	平成20年12月12日	諮問年月日	平成21年3月11日		異議申立て	農林水産政策課
対象行政文書	(1) あおり21、あおり27、ブルースピアー、スカイスピアー及びビエロースピアーに係る品種登録事務関係文書 (2) 収入印紙に係る文書 (3) 農林水産政策課の独自調査で作成した文書						
本件処分の内容	一部開示決定 (不開示部分) (1) 品種登録担当の職員（以下「品種登録担当職員」という。）への聞き取り内容を記載した文書に記載された次の情報（ 本件情報1 ） ア 品種登録担当職員の氏名及び職名 イ 品種登録担当職員の所属グループのグループリーダーの氏名及び職名 ウ 聴取者の質問内容及び品種登録担当職員の回答内容 (2) 品種登録担当職員に係る次の情報（ 本件情報2 ） ア 職名、職名及び氏名 イ 所属グループ名、内線番号、メールアドレス及び所属グループ直通の電話番号 ウ 年齢及び家族構成に関する情報 エ 身体の状況 (3) 品種登録担当職員の所属グループのグループ員に係る次の情報（ 本件情報3 ） ア グループリーダーの職名、氏名及び印影 イ グループリーダー以外の職員（以下「グループ員」という。）の印影 ウ 品種登録担当職員の前任者の所属グループ名、職名、氏名、印影、内線番号及び所属グループ直通の電話番号 (4) 登録品種の育成者に係る住所又は居所（ 本件情報4 ） (5) 品種登録担当職員の家族の発言内容（ 本件情報5 ） (不開示理由) 不開示部分(1)について ・ 条例第7条第3号該当 個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの又は公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるものであり、かつ、同号ただし書のいずれにも該当しないため。 ・ 条例第7条第7号該当 当事者からの事情聴取の内容が直接記録されており、かかる情報を公にすると、今後同種の事情聴取を行うに当たり、被聴取者が内容を開示されることをおそれて証言に消極的になるなど、正確な事実の把握が困難となり、人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあると認められるため 不開示部分(2)から(5)までについて ・ 条例第7条第3号該当 個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるものであり、かつ、同号ただし書のいずれにも該当しないため。						
異議申立ての趣旨	本件処分を取り消し、原則として全部開示を求める。						
審査会の結論	青森県知事（以下「実施機関」という。）は、一部開示決定処分において不開示とした部分のうち、次に掲げる部分を開示することが妥当である。 (1) 品種登録担当職員の所属グループ名及び所属グループ直通の電話番号 (2) 品種登録担当職員の所属グループのグループリーダーの職名、氏名及び印影 (3) 品種登録担当職員の前任者の所属グループ名及び所属グループ直通の電話番号						

<条例第7条第7号該当性について>

1 本件情報1の条例第7条第7号該当性について

- (1) 事情聴取は、品種登録取消に係る責任の所在及び懲戒処分等に該当する帰責事由を明らかにするために実施されたものである。懲戒処分を行うためには、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第29条第1項各号に規定する懲戒事由が存することが必要となるのはもちろんではあるが、懲戒処分が職員を道義的に非難する性質のものである以上、懲戒事由の発生について職員に帰責事由、すなわち故意又は過失があったことを必要とするものと解されている。この点からすると、事情聴取は、職員の帰責事由の有無もその内容となることが想定されるものであり、懲戒処分等を実施するに当たっての重要な調査であると認められるものである。
- (2) 本件情報1のうち、聴取者の質問内容及び品種登録担当職員の回答内容は、当該事情聴取の際に、品種登録に係る事務処理の状況等について、品種登録担当職員がその知り得た事実を具体的かつ詳細に証言した内容となっている。実施機関の回答によれば、職員には職務として事情聴取に応じる義務があるとはいえ、職員がいかなる発言をするかについては強要し得るものではなく、また、「やりとりの内容」は公にしないとの前提で事情聴取が行われているとのことである。これは、いかなる発言をするかまでは被聴取者に強制できないことを踏まえた上で、できるだけ被聴取者にその知り得た事実を証言させるために、実施機関が「やりとりの内容」を公にしないとの条件を付したものと考えられる。
- このことからすると、聴取者の質問に対して被聴取者が証言した内容を直接記録した情報を公にした場合には、今後このような事情聴取が行われた際、被聴取者において、自己の証言の内容が明らかになることを意識し、事実をありのままに述べることに消極的になるおそれがあると考えられ、その結果、職員の帰責事由の有無を含め、正確な事実の把握が困難となって、実施機関が公正かつ妥当な懲戒処分等を行うために必要な情報が十分に得られなくなる事態も予想される。
- (3) 一方、本件情報1のうち、品種登録担当職員の氏名及び職名については、これを公にすると、事情聴取の対象となったことが明らかになる。しかし、職員には職務として事情聴取に応じる義務があることからすると、職員の氏名等を公にしないことを前提に事情聴取が行われていたとしても、聴取者の質問内容及び品種登録担当職員の回答内容が公にされないのであれば、今後このような事情聴取が行われた際、被聴取者が事実をありのままに述べることに消極的になるなどの支障が生じるものとは認められない。
- (4) また、本件情報1のうち、所属グループのグループリーダーの氏名及び職名については、これを公にしても、品種登録担当職員に対して質問を行った聴取者がだれであるかが明らかになるにすぎないものである。仮に、当該情報を公にすることにより、品種登録担当職員の所属グループが明らかとなり、結果として品種登録担当職員が識別されることになるとしても、上記(3)と同様に、被聴取者が事実をありのままに述べることに消極的になるなどの支障が生じるものとは認められない。
- (5) 以上から、本件情報1のうち、聴取者の質問内容及び品種登録担当職員の回答内容については、これを公にすると、実施機関が行う人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあると認められ、条例第7条第7号に該当する。

<条例第7条第3号該当性について>

2 本件情報2から本件情報5までの条例第7条第3号該当性について（本件情報1のうち、聴取者の質問内容及び品種登録担当職員の回答内容については、条例第7条7号に該当するため、当該情報の条例第7条第3号該当性は検討しない。）

(1) 条例第7条第3号本文該当性について

ア 本件情報2について

- (ア) 品種登録担当職員の氏名及び印影は、条例第7条第3号本文の「特定の個人を識別することができるもの」に該当することは明らかである。また、職員に割り当てられているメールアドレスには、職員の氏名に係る情報が含まれており、品種登録担当職員のメールアドレスについても同様であることから、「特定の個人を識別することができるもの」に該当する。
- (イ) 品種登録担当職員の職名及び内線番号は、各情報単独では特定の個人を識別することができないが、一般に販売されている職員録に掲載された情報や一般に入手可能な農林水産政策課の席図等他の情報と照合することによって、特定の個人を識別できると認められるものである。
- (ウ) 品種登録担当職員の所属グループ名及び所属グループ直通の電話番号は、各情報単独では特定の個人を識別することができないものと認められる。所属グループには職員が複数名存在しており、一般に販売されている職員録に掲載された情報等他の情報と照合することによっても、所属グループ名及び所属グループ直通の電話番号からは、特定の個人を識別することはできるとは認められない。
- (エ) 品種登録担当職員の年齢及び家族構成に関する情報は、各情報単独では特定の個人を識別することはできないものと認められる。また、品種登録担当職員の身体の状況は、単独では特定の個人を識別することはできないものと認められる。そして、これらの情報は、一般に入手可能な他の情報と照合することによっても、特定の個人を識別できるとは認め

られない。しかし、これらの情報は、いずれも個人の私事に関する情報であり、一般的には他人に知られたくないものであると考えられ、当該情報が公にされた場合には、なお個人の権利利益を害するおそれがあると認められるものである。

イ 本件情報3について

(ア) 品種登録担当職員が所属するグループのグループリーダーの氏名及び印影並びにグループ員の印影は、条例第7条第3号本文の「特定の個人を識別することができるもの」に該当することは明らかである。また、グループリーダーの職名は、単独では特定の個人を識別することができないが、一般に販売されている職員録に掲載された情報等他の情報と照合することによって、特定の個人を識別できると認められるものである。

(イ) 品種登録担当職員の前任者の氏名及び印影は、条例第7条第3号本文の「特定の個人を識別することができるもの」に該当することは明らかである。また、当該前任者の職名及び内線番号は、各情報単独では特定の個人を識別することができないが、一般に販売されている職員録に掲載された情報や一般に入手可能な農林水産政策課の席図等他の情報と照合することによって、特定の個人を識別できると認められるものである。一方、当該前任者の所属グループ名及び所属グループ直通の電話番号は、上記ア(ウ)のとおり、特定の個人を識別できるとは認められない。

ウ 本件情報4について

本件情報4は、条例第7条第3号本文の「特定の個人を識別することができるもの」に該当することは明らかである。

エ 本件情報5について

本件情報5は、単独では特定の個人を識別することができないものであり、一般に入手可能な他の情報と照合することによっても、特定の個人を識別できるとは認められない。しかし、その内容は、個人の内心の状況が記載されており、当該情報が公にされた場合には、なお個人の権利利益を害するおそれがあると認められるものである。

オ 以上から、本件情報2から本件情報5までのうち、品種登録担当職員の所属グループ名及び所属グループ直通の電話番号並びに品種登録担当職員の前任者の所属グループ名及び所属グループ直通の電話番号を除いた情報は、条例第7条第3号本文に該当すると認められる。

(2) 条例第7条第3号ただし書該当性について

ア 上記(1)のオで条例第7条第3号本文に該当すると判断した情報（以下「条例第7条第3号本文該当情報」という。）が、条例第7条第3号ただし書に該当するかどうかについて検討すると、まず、これらが同号ただし書口に該当しないことは明らかである。

イ 条例第7条第3号ただし書イ該当性

(ア) 本件情報2（品種登録担当職員の所属グループ名及び所属グループ直通の電話番号を除く。）について

実施機関は、報道発表資料により、品種登録担当職員に対する処分の量定及び処分理由を公表しているが、それ以外の品種登録担当職員に関する情報については、公表している事実はなく、また、特別監察結果報告書にも、品種登録担当職員の個人識別情報や私事に関する情報の記載は認められない。

(イ) 本件情報3（品種登録担当職員の前任者の所属グループ名及び所属グループ直通の電話番号を除く。）について

上記(ア)と同様、品種登録担当職員が所属するグループのグループ員に係る個人識別情報について、実施機関が公表している事実は認められない。

(ウ) 本件情報4及び本件情報5について

これらの情報について、実施機関が公表している事実は認められない。

(エ) これらのことからすると、条例第7条第3号本文該当情報は、いずれも条例第7条第3号ただし書イに該当しない。

ウ 条例第7条第3号ただし書ハ該当性

(ア) 本件情報2（品種登録担当職員の所属グループ名及び所属グループ直通の電話番号を除く。）について

a 品種登録担当職員の職名、氏名、印影、内線番号及びメールアドレスは、品種登録事務に関する起案文書等に記載されたもので、職務の遂行に係る情報であるが、一方で、これらの情報を公にすると、懲戒処分を受けた品種登録担当職員が識別されることになると認められる。

b 懲戒処分を受けたことは、職務遂行等に関し非違行為があったことにとどまらず、公務員としての立場を離れた個人としての評価をも低下させる性質を有する情報で、職員個人の私事に関する情報の面を含むものであり、個人の資質、名誉に関わる当該職員の固有の情報というべきものである。

c このことからすると、品種登録担当職員の職名、氏名、印影、内線番号及びメールアドレスは、条例第7条第3号ただし書ハに該当しない。

(イ) 本件情報3（品種登録担当職員の前任者の所属グループ名及び所属グループ直通の電話番号を除く。）について

a グループリーダーの職名、氏名及び印影並びにグループ員の印影並びに品種登録担当職員の前任者の職名、氏名、印影及び内線番号は、品種登録事務に関する起案文書等に記載されたもので、いずれも職務の遂行に係る情報である。

b しかし、これらの情報うち、グループリーダーの職名、氏名及び印影を除いた各情報を「職務の遂行に係る情報」に該当するとして公にすれば、当該情報が品種登録担当職員の所属グループのグループ員に係る情報であることから、一般に販売されている職員録に掲載された情報等と照合することにより、結果として、懲戒処分を受けた品種登録担当職員が識別されることになる。このため、これらの情報は、品種登録担当職員に係る情報として判断することが適当である。

c なお、グループリーダーの職名、氏名及び印影については、これを公にしても、品種登録担当職員の所属グループが明らかになるにすぎず、品種登録担当職員が識別されることにはならない。

d 以上から、グループ員の印影並びに品種登録担当職員の前任者の職名、氏名、印影及び内線番号は、上記(ア)と同様の理由から、条例第7条第3号ただし書ハに該当しない。

(ウ) 本件情報4について

本件情報4は、登録品種の育成者が居住する場所に関する情報であり、当該育成者が、公務員等であるかどうかにかかわらず、具体的な職務の遂行と直接の関連を有するものではないことから、条例第7条第3号ただし書ハに該当しない。

(エ) 本件情報5について

本件情報5は、品種登録担当職員の家族が農林水産政策課の職員に対して発言した内容を記載したもので、個人の私事に関する情報であり、職務の遂行に係るものではないことは明らかであるから、条例第7条第3号ただし書ハに該当しない。

(オ) これらのことからすると、条例第7条第3号本文該当情報は、グループリーダーの職名、氏名及び印影を除き、条例第7条第3号ただし書ハに該当しない。

(3) 以上から、実施機関が、条例第7条第3号に該当するとして不開示とした情報（上記1において条例第7条7号に該当すると判断した情報を除く。）のうち、次の情報については、条例第7条第3号に該当しない。

ア 本件情報2のうち、品種登録担当職員の所属グループ名及び所属グループ直通の電話番号

イ 本件情報3のうち、次の情報

(ア) グループリーダーの職名、氏名及び印影

(イ) 品種登録担当職員の前任者の所属グループ名及び所属グループ直通の電話番号

<結論>

以上のとおり、実施機関が不開示とした情報の中には、条例第7条第3号及び第7号に該当しない情報が含まれており、当該情報を開示することが妥当である。